



月途中入退所者の保育料算定誤りについて

概要説明

このたび、次のとおり、月途中入退所者の保育料算定誤りが判明しましたので、ご報告申し上げますとともに、保護者の皆さまにお詫び申し上げます。

今後は、システム事業者との連携を強めるとともに、改めて適正な事務処理を徹底し、市民の皆様の信頼に応えるよう再発防止に努めてまいります。

市長コメント

このたび、本市におきまして月途中入退所者の保育料算定誤りが判明いたしました。

健全な市政を担い、安心安全な教育・保育を進める立場として、市民並びに教育・保育施設をご利用の皆様、とりわけ、対象となる方々に対しまして、心からお詫び申し上げます。

1 経緯

令和4年3月8日、基幹系子ども子育て支援システムの事業者から、システムの「翌年の祝日情報」の登録状況によっては、登園日数に祝日が反映されていないために、月途中入退所者の保育料が正しく算定されないケースがあることが判明したと報告がありました。

本市では、育児休業明けの職場復帰をする保護者の児童の入所を保障するため、翌年度の保育所入所について、年度当初の選考時に、育児休業明けの年度途中の入所選考も行っており、一斉に保育料の算定をしています。

月途中から入所する場合、入所月の保育料は、登園日数による日割り算定としていますが、翌1月～3月に入所予定の方については、保育料の算定期間（8月）が翌年の祝日情報の登録期間（12月）より前だったため、登園日数が正しく算定されず、誤った保育料が算定されていました。

（4月～12月に入所予定の方は、その前年の12月に祝日情報が登録されており、保育料の算定は、それより後に実施しているため、祝日情報が反映されています。）

2 算定誤りの状況

当該システムを導入した平成27年度から令和3年度までで、利用開始日及び利用終了日が1月～3月の月途中になっている児童の保育料を調査したところ、誤った登園日数で保育料が算定されている児童は6人で、それぞれ祝日1日分ずつ多く算定されていました。返還金額は6人分で合計8,610円です。

3 今後の対応

対象の保護者の皆さまにはお詫びの通知を送付の上、返還を進めてまいります。

また、今後は、システム事業者と保育料の算定や祝日情報の登録に関する情報共有について連携を強めるとともに、祝日情報の登録後に保育料の算定を行うようにし、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ

電話 072-877-2121〈代〉

子ども政策課 氏名：中西（内線681）